

「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」の活動について

2026年10月

あいちモビリティイノベーションプロジェクトで目指すモデル

- 「愛知モデル」の実現に向け、「物流」、「人流」、「災害対応」の３分野の社会課題を起点に、地域特性に応じた、５つの重点モデル（①～⑤）を設定しました。
- 重点モデルごとに、ユースケースを想定し、社会的課題の解決における必要性のほか、市場性や実現性を考慮し、ビジネスモデルを構築しました。

領域	田園・離島地域	住居地域	商業地域
物流	①田園・離島モデル	②住宅地モデル	⑤都市モデル
人流	③人流モデル		
災害対応	④災害対応モデル		

①田園・離島モデル



ビジネスモデル 河川上空等を航路とする物流と点検・巡視等の多目的利用による収益化

ユースケース例 物資輸送、河川設備の点検、害獣の監視、違法船舶等の巡視等

②住宅地モデル



ビジネスモデル ドローンの多目的利用や１対多運航等による収益化

ユースケース例 物資輸送、河川設備の点検、町の空撮等

③人流モデル



ビジネスモデル 限定区域で遊覧飛行、エアタクシーとしての利用拡大

ユースケース例 遊覧飛行、２地点間の移動等

④災害対応モデル



ビジネスモデル 災害用の空モビリティを平時にも利用するビジネスモデルの確立

ユースケース例 ３次元空間地図のデジタルマップを活用した被災地の情報収集、被災地への物流等

⑤都市モデル

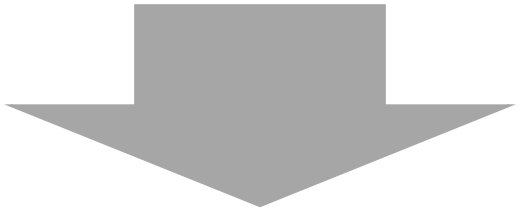


ビジネスモデル 先行社会実装地域の知見を活かし、次世代モビリティのショーケース立ち上げ

ユースケース例 近郊住宅への物資配送、BtoB向け即時配送、駅周辺への通勤等

「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」の結成(2025年3月)

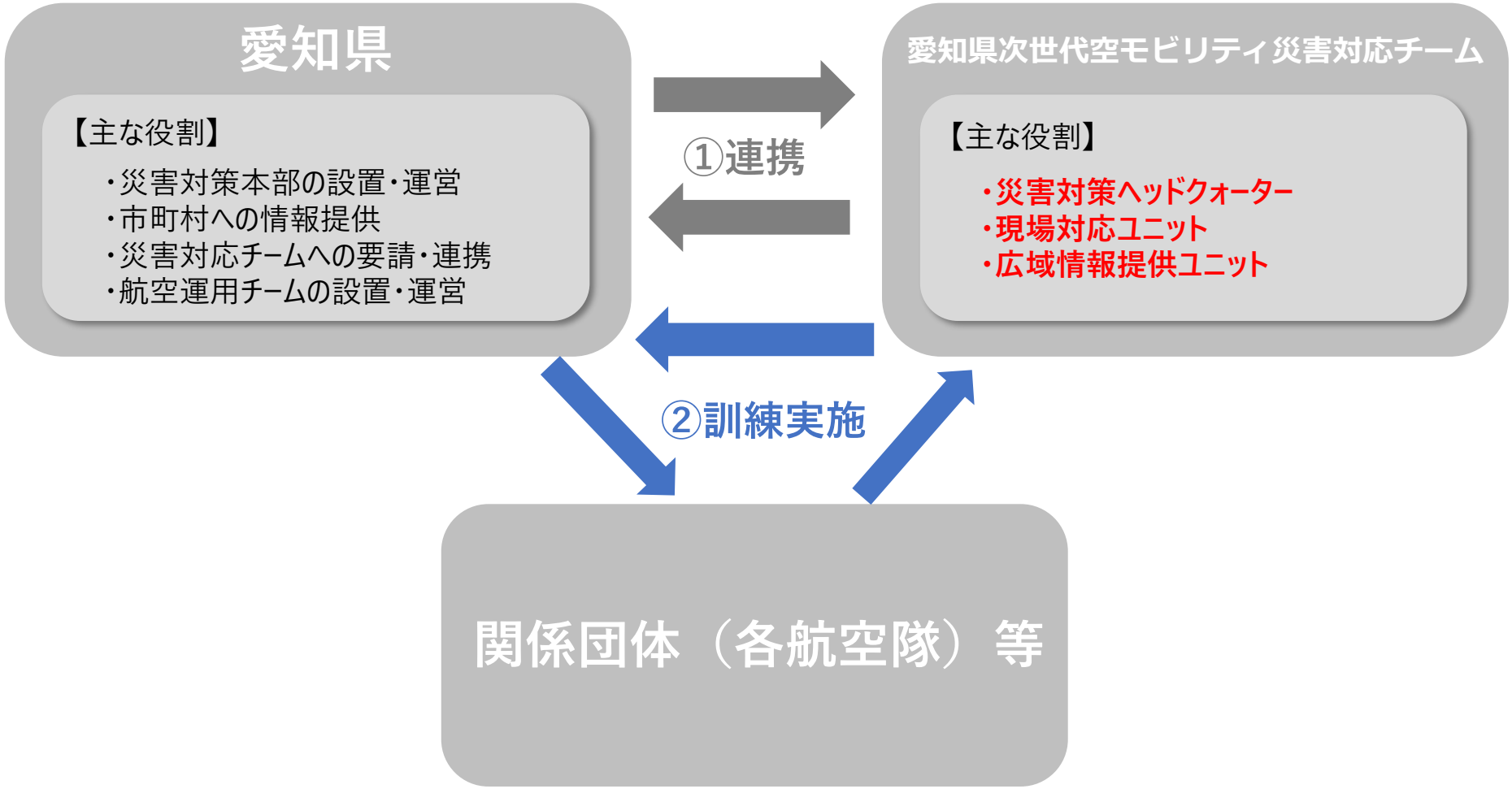
- プロジェクトでは、2024年1月に発生した能登半島地震においてドローンが活用されたことを受け、災害時のドローンの利活用に向けた体制の構築について検討を進めてきました。
- 能登半島地震では、**「有人航空機とドローンの航空運用調整のルールが整備されておらず、衝突の危険性を感じる場面があった」「県や被災市町村とドローン事業者との協定がなく、現地入りしたドローン事業者が活動開始するまでのタイムラグがあった」といった意見**があったことから、災害時に次世代空モビリティを有効に活用するため、**有人航空機の安全確保や、市町村からの災害対応ニーズ把握といった情報連携の仕組みが必要**との知見を得ました。



- 平時のビジネスからスムーズに災害時の運用に移行するために、県、被災市町村、各防災関係機関と連携し活動する仕組みを構築
- 有人航空機の安全を確保するため、ドローンと有人航空機の間で航空運用情報の連携を行う仕組みを構築

「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」の結成(2025年3月)

- 災害時に民間の次世代空モビリティ事業者が支援活動を行うためは、事業者と自治体（県等）や関係団体（各航空隊）との信頼関係が不可欠です。
- 2025年3月、プロジェクトでは、プロジェクトチームメンバー（※）等の事業者で構成される**「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」を結成し、①県と災害時の連絡体制・支援活動実施までの流れを共有するとともに、②関係団体とも連携した訓練を実施し、災害時にスムーズに活動できる体制の構築を目指します。**



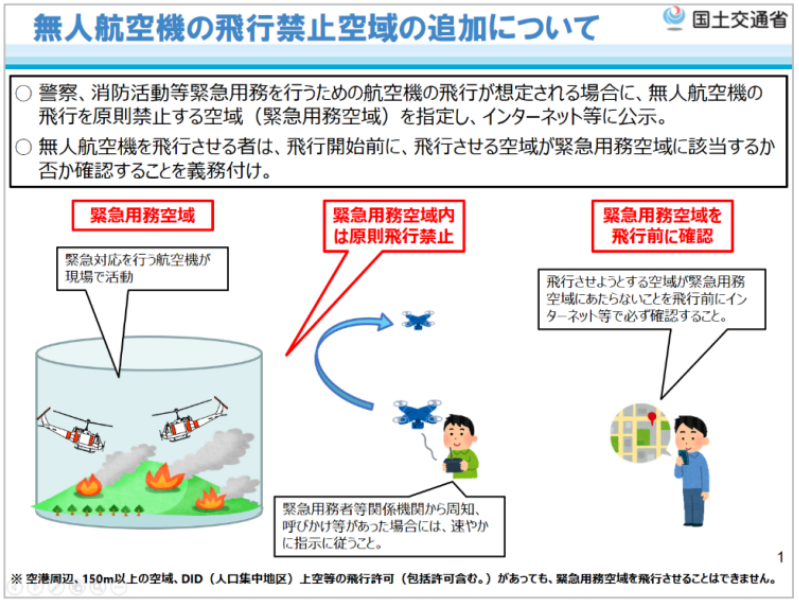
※あいちモビリティイノベーションプロジェクト　プロジェクトチームメンバー：㈱Prodrone、㈱テラ・ラボ、VFR㈱ら計７者で構成。

災害発生時における無人航空機の飛行禁止空域と、捜索又は救助のための特例について

- 災害発生時等、警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、「緊急用務空域」が指定され、無人航空機の飛行は原則禁止となります。
- 一方、航空法上、捜索又は救助のための特例が規定されており、**事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっています。**

Q.3　「緊急用務空域」はどのような場合に飛行させることが出来るでしょうか。

A.3　無人航空機を飛行させる者（航空法第 132 条の 92 の適用を受けて無人航空機を飛行させる者を除く。）は、飛行エリアに新たに『緊急用務空域』が指定された場合、速やかに飛行を中止させる必要があります。



出典：国交省HP
緊急用務空域Q＆A
https://www.mlit.go.jp/koku/content/001407133.pdf

（参考）捜索又は救助のための特例について

2．航空法第 132 条の 92 が適用される無人航空機の飛行

本特例については、航空法施行規則第 236 条の 88 により、以下の者に対して適用する。

・国又は地方公共団体

・国又は地方公共団体の依頼により捜索又は救助を行う者

また、国土交通省令で定める目的については、航空法施行規則第 236 条の 89 により、「捜索又は救助」と定められているが、本規定における「捜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機

出典：国交省HP
航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/common/001110204.pdf

愛知県次世代空モビリティ災害対応チームの協力要請の判断基準について

- 愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム（以下「災害対応チーム」という。）は、**主に愛知県で震度５強以上の大規模地震が起きた際**を活動の想定としており、次世代モビリティ産業課職員が災害対策センターに参集し、県防災安全局から支援活動の要請を受けた場合は、速やかに「災害対応チーム」に協力を要請します。
- また、例外的に、**航空運用チームが設置されない土砂崩れ等の局地的な災害が発生した際**には、支援要請を受けて「災害対応チーム」に協力を要請することも想定しています。

震度5強以上の大規模災害



災害発生

土砂崩れなどの局地的な災害



災害対策本部設置
航空運用チーム設置
次世代モビリティ産業課参集



災害対策本部が
次世代モビリティ産業課
にドローン支援要請

次世代モビリティ産業課参集



災害対応チームに出動依頼＆航空運用調整実施



災害対策ヘッドクォーター



現場対応ユニット

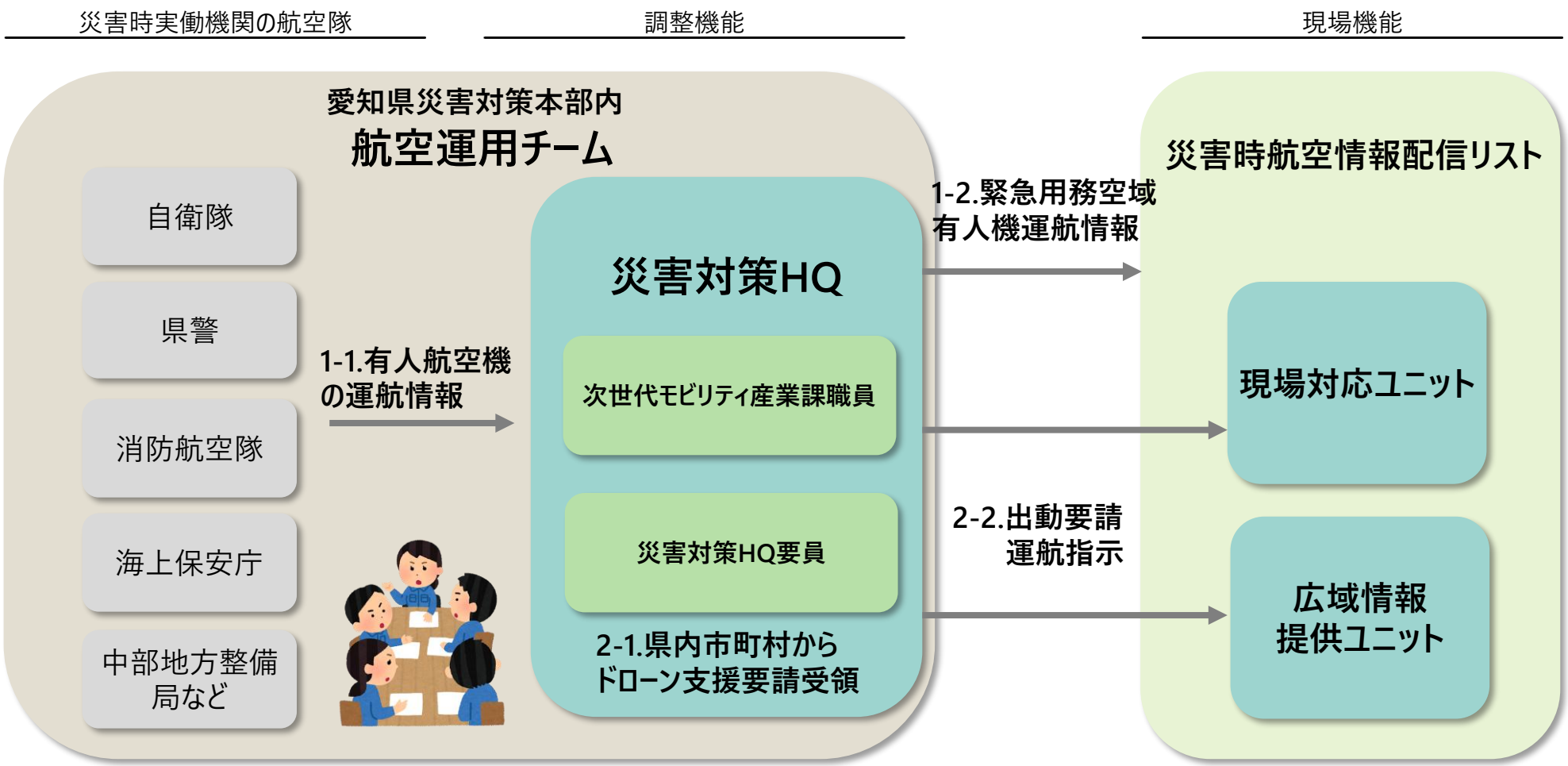


広域情報提供ユニット



災害対策ヘッドクォーター（災害対策HQ）の役割

- 大規模災害発生時、愛知県災害対策本部には、「航空運用チーム」が設置され、航空機及び無人航空機の運用の調整が実施されます。
- 「航空運用チーム」には「災害対応チーム」の「災害対策HQ」が参画し、緊急用務空域や有人機運航情報をドローン事業者へ周知するとともに、活動可能な事業者への出動要請や有人航空機との航空運用調整を実施します。



航空運用チームは、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、航空運用チーム内で航空機及び無人航空機の運用を調整。

現場対応ユニット（現場U）の役割

● 地方公共団体の要請に応じて、被災エリアで被害状況把握のための空撮や、支援物資の輸送などの業務を実施します。

調整機能　　現場機能　　被災エリア

災害対策HQ

次世代モビリティ産業課職員

災害対策HQ要員

①出動要請

②出動可否

③活動概要伝達

現場U

市町村等からの支援要請に
基づき、災害対策HQにて
支援機能を有した事業者に対し
被災地での支援を依頼します。

～想定される活用場面～
・物資輸送
・被害状況把握
・橋梁などのインフラ点検　等





④現場出動

被災エリア

広域情報提供ユニット（広域U）の役割

- 発災直後の被災地のデジタル地図を作成し、災害対策本部やインフラ事業者等に被災地のデジタル地図を提供する業務を実施します。

調整機能

現場機能

災害対策HQ

①出動要請
③活動概要伝達

②出動可否
④情報共有

広域U



愛知県事業における名古屋港周辺の広域データ
※データ提供：(株)テララボ

災害時のドローンの運用に関する協力依頼

● 有人航空機の安全性を確保しながら、ドローンを有効的に活用するため、下記について、ご協力いただける事業者を募集します。

1

ドローンの飛行運用に係る情報共有のための**災害時航空情報配信リスト（仮称）**への登録
⇒緊急用務空域の指定情報や、有人航空機に係る情報などを配信

2

市町村等の要請に基づく**ドローン出動協力リスト**への登録
⇒「災害対応チーム」の**現場対応ユニット**としてドローンによる支援活動を実施

被災地において活動するドローンについて

- 被災地において、市町村の要請により活動するドローンには以下の５区分が想定されます。
  - ①　自衛隊・消防等の防災関係機関が運用するドローン（各機関が民間に委託しているドローンを含む）
  - ②　市町村と協定を締結している事業者が運用するドローン
  - ③　市町村からの支援要請により、災害対応チームから派遣された現場対応ユニットのドローン
  - ④　協定等に基づかない、市町村からの支援要請を受けた事業者が運用するドローン
  - ⑤　市町村からの支援要請を受けていないドローン（**緊急用務区域が設定された際は飛行禁止**）
- **有人航空機の安全を確保**する観点から、被災地で活動する**全てのドローン**が、**有人航空機とのドローン運行に関する連絡・調整を行う必要があります。**

ドローン事業者の区分

	①防災関係機関のドローン	②市町村協定のドローン	③現場対応ユニットのドローン	④協定に基づかないドローン	⑤支援要請のないドローン
活動開始の判断	各機関の判断により活動開始	市町村からの要請により活動開始	市町村からの要請及び災害対策ヘッドクォーターからの依頼により活動開始	市町村からの要請により活動開始	緊急用務区域が設定された場合は飛行禁止であるため、**独自の判断でドローンを飛行させないよう周知が必要**
活動内容	各機関が必要と判断した活動内容	市町村との協定に基づく活動内容	市町村からの要請内容に基づく活動内容	市町村からの要請内容に基づく活動内容	
			災害対応チームの活動		

「災害時航空情報配信リスト（仮称）兼ドローン出動協力リスト」について

- 災害時航空情報配信リスト（仮称）への登録により、愛知県から災害時に緊急用務空域が設定されたことや、有人機運航情報をドローン事業者等に通知します。緊急用務空域が設定された範囲での無許可でのドローン飛行や接触事故を防ぐため、可能な限りリストへの登録をお願いいたします。
- また「災害対応チーム」の「現場対応ユニット」として、協力いただける事業者等を募集します。ご賛同いただける事業者は、下記のとおりドローン出動協力リストに登録します。参画に当たり、保有する機体等を踏まえ、県と協議の上、活動いただく役割を調整します。
- 「災害対応チーム」に登録いただきましても、**災害対応チームへの協力はあくまで任意となりますので、大規模災害発生時には、まず各団体・事業者におけるBCPや安全確保を優先していただき、その上で対応可能な範囲でご協力いただくことを想定しています。**

ドローン出動協力リスト

災害時航空情報配信リスト（仮称）

所在地	会社住所	会社・団体名	保有ドローン	連絡先	メールアドレス	活用可能機体	活動ユニット	活動可能な市町村
名古屋市	名古屋市〇〇	A株式会社	物資輸送	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	物資輸送	災害対策HQ	名古屋市,豊明市,東海市
	名古屋市〇〇	B株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	空撮	広域U	名古屋市,日進市,東海市
	名古屋市〇〇	C株式会社	空撮、物資輸送	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	空撮、物資輸送	災害対策HQ,現場U	名古屋市,大府市
	名古屋市〇〇	E株式会社	物資輸送	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	物資輸送	現場U	名古屋市
	名古屋市〇〇	F株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	-	-	-
	名古屋市〇〇	G株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	-	-	-
豊田市	豊田市〇〇	H株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	空撮	現場U	豊田市,設楽町,東栄町
	豊田市〇〇	I株式会社	空撮、物資輸送	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	空撮、物資輸送	現場U	豊田市
	豊田市〇〇	J株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	-	-	-
刈谷市	刈谷市〇〇	K株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	空撮	現場U	刈谷市,知立市
	刈谷市〇〇	L株式会社	空撮	080-xxxx-xxxx	drone@example.co.jp	-	-	-

現場対応ユニット（現場U）の役割

再掲

● 地方公共団体の要請に応じて、被災エリアで被害状況把握のための空撮や、支援物資の輸送などの業務を実施します。

調整機能　　現場機能　　被災エリア

災害対策HQ

次世代モビリティ産業課職員

災害対策HQ要員

①出動要請

②出動可否

③活動概要伝達

現場U

市町村等からの支援要請に
基づき、災害対策HQにて
支援機能を有した事業者に対し
被災地での支援を依頼します。

～想定される活用場面～
・物資輸送
・被害状況把握
・橋梁などのインフラ点検　等





④現場出動

被災エリア

他県のドローン現場対応活動の例①

捜索・救助等のための特例（航空法第132条の92）適用事例

国土交通省

河川災害の被災箇所調査のための飛行

捜索・救助等のための特例（航空法第132条の92）を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例。

○ 能登半島地震に伴う、河川構造物や崩壊斜面等の被災状況の確認が必要とされるも、立ち入ることが困難、若しくは立ち入ることにより作業員の人命に危険が及ぶ区域のため、調査が困難であった。このため、国からの依頼により、民間事業者が無人航空機により調査を実施。

○ 無人航空機で空から河川周辺の調査飛行を行うことで、人が立ち入ることができない区域においても安全かつ迅速に被災状況を確認し、二次災害の発生を防ぐことができた。

国土開発センター社による無人航空機を活用した対応の概要

○ **実施場所** 輪島市
○ **実 施 者** 株式会社国土開発センター（依頼元：国）
○ **実施内容** 立ち入ることが困難、若しくは危険な区域の河川の被災状況調査
○ **使用機体** DJI MAVIC2PRO、DJI Air2S、DJI MAVIC3、DJI MATRICE300
○ **安全確保体制** 目視内飛行に限定し、飛行マニュアルを遵守した。また、補助者を配置し、安全確保を行った。


宮出川


鈴屋川


田長川

※ 画像の出典元：株式会社国土開発センター

出典：国交省HP
航空法第132条の92の特例適用の対象となり得る事例
https://www.mlit.go.jp/koku/content/001846242.pdf

他県のドローン現場対応活動の例②

国土交通省

捜索・救助等のための特例（航空法第132条の92）適用事例

港湾施設の被災状況確認のための飛行

捜索・救助等のための特例（航空法第132条の92）を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例。

○ 能登半島地震に伴う港湾施設の被害状況を確認し、早期な人員・物資輸送を実現するため、国からの要請により、民間事業者が無人航空機の飛行を実施。

○ 港湾施設に甚大な被害が生じ、人員や物資の輸送が困難になったため、災害関連物資の不足により当該地域の住民の人命に急迫した危難のおそれが発生した。このため、無人航空機により迅速に港湾施設の被害状況の確認をする必要があった。

いであ(株)による無人航空機を活用した対応の概要

○ **実施場所** 金沢港、七尾港、輪島港の港湾施設
○ **実施日時** 令和6年1月2、3、4日
○ **実 施 者** いであ(株) （依頼元：国）
○ **実施内容** 能登半島地震における港湾施設の被害状況調査
○ **安全確保体制** 不特定の第三者が飛行中に飛行範囲に侵入することがないよう補助者を配置した。



金沢港 被災状況調査



七尾港 被災状況調査



輪島港 被災状況調査

※ 画像の出典元：いであ株式会社

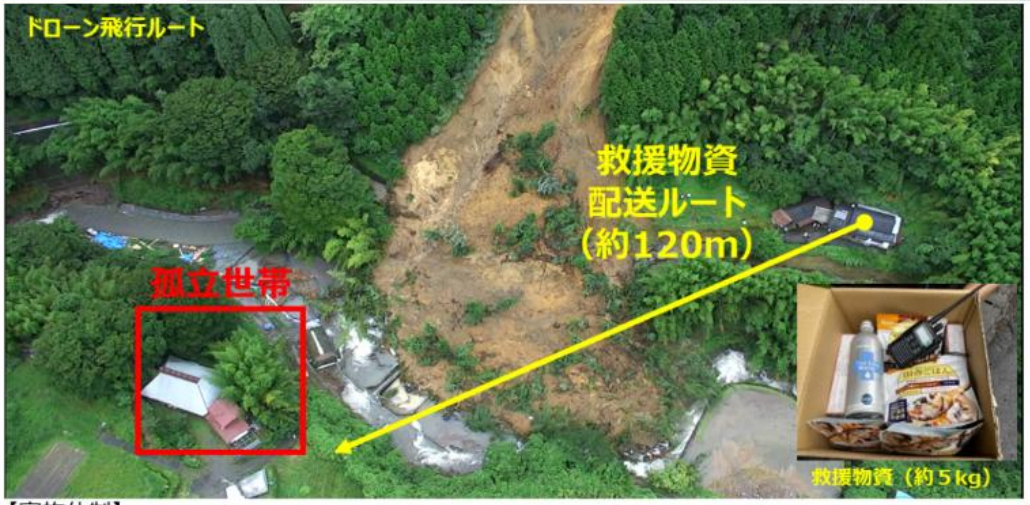
出典：国交省HP
航空法第132条の92の特例適用の対象となり得る事例
https://www.mlit.go.jp/koku/content/001846242.pdf

他県のドローン現場対応活動の例③

全国初　ドローンによる発災直後の救援物資配送（大分県由布市）

17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 令和５年６月３０日から続いた大雨により、由布市湯布院町川西地区では大規模な地すべりが起こるとともに、**孤立世帯が発生**
- 雨で防災ヘリが出動できない中、**県内事業者と連携**の上、孤立世帯との連絡手段の確保等を目的に**無線電話及び食料品をドローンで配送。**徒歩２時間かかるところを**ドローンでは３分**で配送




ドローンによる救援物資配送


物資配送後に被災者と
無線電話で会話する様子

【実施体制】

実施機関	役割分担
㈱ノーベル	物資運搬ドローン運航管理
ciRobotics㈱	救援物資搬送ドローン機体提供、運航補助
大分県	事業委託元



【使用機体】
ciDrone TR-22（ciRobotics社製）
・電動ウィンチシステムより、着陸不要で荷物の搬送が可能
・ペイロード：20.0kg
・最大離陸重量：48.5kg

※「令和５年６月30日から続いた大雨での災害現場でドローンによる緊急被災状況調査及び救援物資配送を実施しました」
https://www.pref.oita.jp/soshiki/14240/saigaidrone.html
Oita Prefecture

出典：大分県HP
航空法第132条の92の特例適用の対象となり得る事例
https://www.pref.oita.jp/soshiki/14270/digidenkekka.html

愛知県災害対策本部運用訓練への参加(2025年度の取組)

- 愛知県次世代空モビリティ災害対応チームの実運用に向け、南海トラフ地震などの大規模災害を想定した訓練に参加しました。

① 令和７年度愛知県・田原市総合防災訓練(2025年8月31日)



愛知県・田原市総合防災訓練に「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」の取り組みを市民の方に知ってもらうための普及啓発活動を実施。

② 愛知県災害対策本部運用訓練(2025年9月1日)



愛知県災害対策本部運用訓練に「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」が参加し、県や防災関係機関との連携を確認。

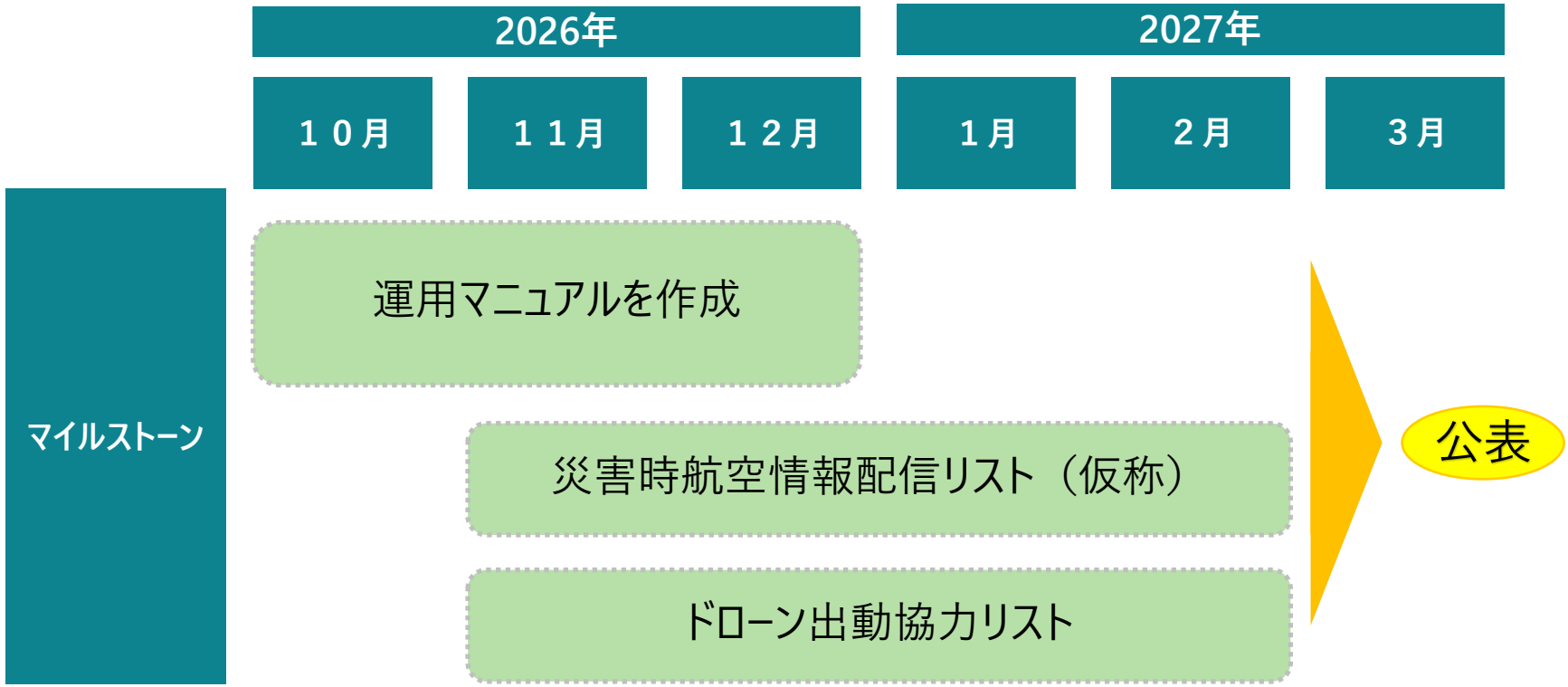
③ 令和７年度愛知県・西尾市津波地震防災訓練(2026年1月25日)



愛知県・西尾市津波地震防災訓練に「愛知県次世代空モビリティ災害対応チーム」のメンバーであるプロドローン社が参加し、ドローンによる物資輸送訓練を実施。

今年度のスケジュール（想定）について

- 災害発生時に次世代モビリティ産業課職員や災害対応チームの災害センターでの活動や、情報収集のため現場対応等の手順や役割を整理した運用マニュアルを整備するとともに、災害時に協力を要請するリストを策定中です。
- 「運用マニュアル」や「災害時航空情報配信リスト」（仮称）など、災害時における災害対策本部ので活動体制についてとりまとめを行い、年度末に公表予定です。
- 年内を目途に、次世代モビリティ産業課ホームページ内に募集ページを開設する予定です。準備が整い次第、改めてご案内します。



Q&A

質問	回答
災害対応に従事した際の費用請求はできますか。	県からの要請に基づきドローンを飛行させる場合の費用負担については、現在制度設計を進めており、今後整理のうえお示しする予定です。
現場対応ユニットの現場までの移動はどのように向かうのでしょうか。事故等があった場合の保証はどうなるのでしょうか。	現場対応ユニットの現場までの移動については、原則として各協力事業者が保有する車両等により参集いただくことを想定しています。 また、活動中や移動中の事故等に係る補償については、現在制度設計を進めており、今後整理のうえお示しする予定です。
どのユニットで活動するかはどのように決まりますか。	参画に当たり、保有する機体や資機材、これまでの活動実績、専門的な知見等についてヒアリングを実施します。その内容を踏まえ、県と協議の上、活動いただくユニットを決定する予定です。
実際の災害時に要請へ応じられるか分かりません。	本取組への協力は、あくまで任意です。大規模災害発生時には、まず各団体・事業者におけるBCPや安全確保を優先していただき、その上で対応可能な範囲でご協力いただくことを想定しています。
所属している自治体以外の支援に向かうことはありますか。	活動災害市町村別にリストを整備することで、所属している自治体のみではなく、近隣の自治体への支援も活動支援依頼を想定しています。
いつからリスト登録の募集が始まりますか。	年内を目途に、次世代空モビリティ産業課ホームページ内にリスト登録募集ページを開設する予定です。準備が整い次第、改めてご案内します。
協力事業者としての登録後、訓練等の機会はあるのか？	現在、少なくとも1年に1度は訓練実施を予定しています。訓練では災害時の運用手順や関係機関との連携方法の確認を行いたいと考えています。